

【様式1】

倉敷市立万寿小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は数件前後で推移しており、学年は様々である。友達に対して厳しい言い方をしたり悪口を言ったりする児童がいるため、今後も普段から児童の実態を把握したり、職員研修を充実させたりすることにより、いじめ防止や早期発見の取組をしていく必要がある。また、高学年では、SNSに関するトラブルも予想されるので、教職員や保護者を対象とした研修会を行い、適切な指導を行っていかねばならないと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげて、いじめの未然防止に向けた児童主体の活動を計画し、誰もが活躍できる機会を設けることにより、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめは絶対に許さないという強い姿勢をもち、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するため、いじめ対策委員会には全教職員が参加し、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ・児童全員にアンケートを実施するとともに、教育相談をすることにより、いじめの早期発見や早期解決に努める。
- ・いじめを見つけることをマイナスに捉えずに、「よく見つけよく解決する」を基本にして、いじめと向かい合っていく。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談やPTA研修会を活用し、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定する。 ・学校評議員を中心とした地域の方と懇談する機会を設け、児童の学校外での生活の見守りや情報提供の依頼を行う。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方に関する授業参観を行い、家庭での支援の仕方について啓発を行う。 ・学校便りやホームページ等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口を紹介し、活用を促す。 	<p>いじめ対策委員会</p> <p>〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担うとともに、いじめの相談窓口、発生した事案への対応を行う。 <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催 <p>〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で全教職員に伝達 <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等、スクールカウンセラー <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会、市教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、支援の連携 ・保護者支援のための専門スタッフ（SSW等）の派遣 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷警察署 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報交換、連絡会の開催 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社等から講師を招へいするなど、児童のネット等の利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 ・いじめについて考える週間において、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ・日頃の授業や行事等の中で、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。 ・情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。 ・児童の変容についての情報交換のため、定期的に学年会や生徒指導連絡会を行い、いじめの積極的な認知を行う。 ・学年学級全体として、支え合う風土作りを行っていく。
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、教育相談を行うことにより、いじめの早期発見を図る。 ・全教職員が児童の変化を見逃さず、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・児童の気になる変化や行動があった場合には、5W1Hの記録用紙を利用して、教職員で情報共有できる体制をつくる。 ・家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付することにより、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けているとの情報を得た際には、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 ・いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめがあったことを確認した場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童や保護者に対して支援を行う。 ・いじめを受けた児童の解消に向けて、継続的な観察や面談、支援を行う。 ・いじめを周りで見たり知っていたりする児童に対して、訴える力が育つように指導していく。 ・いじめた児童(周辺児も含む)に対して、いじめは絶対に許さない行為であり相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係などを十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう、指導を行う。

【様式2】

倉敷市立万寿小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会, 学級づくりの取組 ・集団づくりのプログラムの実施		○発生事案への対応・ ケース会議(随時) ○対応手順の共通理解(随時)
5月	○職員会議 ・困り感をもつ児童に関する共通理解		○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討
6月	○校内人権週間 ○PTA教育講演会	○校内人権週間 ・きょうだい集会(人権集会)	○担任による教育相談	
7月		○生活安全教室 ○人権・いじめ防止の標語・ポスター募集 ○人権作文の募集	○個人懇談(保護者)	
8月	○職員研修 ・いじめとその対応			
9月				○発生事案への対応・ ケース会議(随時) ○対応手順の共通理解(随時)
10月	○いじめ対策委員会		○いじめ実態把握アンケート	○アンケート結果の検討
11月			○担任による教育相談	
12月			○個人懇談(保護者)	
1月	○校内人権週間	○校内人権週間 ○万寿の子祭り		○発生事案への対応・ ケース会議(随時) ○対応手順の共通理解(随時)
2月	○学校評議員会 ・一年間の取組の反省		○いじめ実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証, 基本方針の修正			

年間を通して行う取組

- ・児童に関する全教職員の共通理解(隔週水曜日の生徒指導連絡会)
- ・児童に対する声掛け(チャンス相談等)
- ・教職員と保護者, 地域との連携